

定 款

(2022年8月26日改正)

株式会社 TAKARA & COMPANY

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 TAKARA & COMPANY と称し、英文では TAKARA & COMPANY LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 企業から開示された情報（ディスクロージャー）および企業経営全般に関する情報の調査、収集および提供ならびにコンサルティング業
2. 各種製版、印刷、製本ならびに印刷物の販売
3. 映像、情報、宣伝媒体等の企画、編集、制作、販売ならびに催事の企画、制作
4. 翻訳および通訳事業
5. 電子文書の作成、保存、管理、データ交換に関する業務およびコンサルティング業
6. 情報、通信機器に関するシステムおよびソフトウェアの開発ならびに販売
7. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
8. 電気通信事業法に定める電気通信事業
9. 電子認証書の発行に関する情報処理サービス業
10. 労働者派遣事業ならびに職業紹介事業
11. 広告業
12. 工業所有権、美術、文芸、映像、音楽等に関する無体財産権の取得、譲渡
13. 不動産の賃貸借およびその管理
14. 荷造梱包発送請負業務
15. 貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
16. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に

よる公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、37,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第 13 条 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選に係る決議の効力)

第 30 条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

定 款 〈改 正 履 歴〉

昭和53年7月25日改正
昭和61年7月28日改正
昭和62年5月21日改正
昭和62年8月28日改正
昭和63年3月31日改正
昭和63年8月30日改正
平成元年8月30日改正
平成3年8月29日改正
平成6年8月30日改正
平成9年8月28日改正
平成12年8月30日改正
平成14年8月28日改正
平成15年8月27日改正
平成16年8月26日改正
平成17年8月25日改正
平成18年1月11日改正
平成18年8月24日改正
平成19年8月23日改正
平成20年8月21日改正
平成21年8月21日改正
平成23年8月19日改正
平成27年8月21日改正
令和元年8月23日改正
令和元年12月2日改正
2022年8月26日改正